



より充実した 子育て環境に

いとう れいか
伊藤 麗歌 さん
【水沢区】

わたしには、小学校6年生と4年生の子どもがいますが、今回の児童手当の改正のように、子育てに対する施策が改善されることは、とても喜ばしいことです。子を持つ親として少子化の問題には関心がありますし、また、最近子どもが犠牲になる痛ましい事件が多く発生し、胸を痛めています。国が地域がみんなで子どもを大切に育てようという気持ちをもっと強く持てば、これらの問題も解決されていくのではないのでしょうか。

児童手当制度の概要（平成18年4月1日）

■児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的としています。

■支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

■支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市町村長（公務員は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることになります。（今回の制度改正にかかる申請については、特例があります）

■支給月額

第1子 5,000円、第2子 5,000円、第3子以降 10,000円

■支払い時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

児童手当を受給していない保護者

②平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者
（平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれのお子さん）

これまで、児童手当を受給していた保護者は、制度改正にかかる特段の手続きは必要ありません。ただし、これまでどおり、現況届の提出は必要となります。（個別に現況届の提出通知が届きます）

①平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者
（平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれのお子さん）

保護者は、認定請求の手続きをしてください。

児童手当を受給していた保護者は、現況届の提出とあわせて、額改定認定請求の手続きが必要となります。（個別に現況届の通知が届きます）

③これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者

所得制限の引き上げ（下表、所得制限限度額表参照）により、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者は、認定請求の手続きが必要となります。（個別通知はありません）ので、該当する保護者は忘れずに手続きをしてください。

わたしはどんな手続きをすればいいの？



現況届・額改定認定請求書受付表

区	期 日	場 所
水沢	6/19～6/23	3階講堂
江刺	6/12～6/16	214 会議室
前沢	6/19～6/23	市民課
胆沢	6/19～6/23	市民課
衣川	6/19～6/23	健康福祉課

※受付場所は、各区の総合支所になります。

認定請求書受付表

区	期 日	場 所
水沢	6/12～6/14	3階講堂
江刺	6/ 5～6/7	214 会議室
前沢	6/12～6/16	市民課
胆沢	6/12～6/16	市民課
衣川	6/12～6/16	健康福祉課

所得制限限度額表

扶養親族数	自営業者（国民年金加入者）	サラリーマン（厚生年金加入者）
0人	460.0万円	532.0万円
1人	498.0万円	570.0万円
2人	536.0万円	608.0万円
3人	574.0万円	646.0万円
4人	612.0万円	684.0万円
5人	650.0万円	722.0万円



4月1日から

児童手当制度が 拡充されました



小学校6年生まで拡大

所得制限緩和

ことしの4月1日から、児童手当制度が拡充されました。

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、所得制限も引き上げられました。

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者は、市の窓口（公務員は勤務先）で、認定請求の手続きが必要です。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

■問い合わせ 各総合支所児童手当担当